

名古屋港管理組合公報

令和7年1月31日

(金曜日)

第122号

規則

○管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 1

監査委員事項

○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正 1

規則

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村秀章

名古屋港管理組合規則第一号

○管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

管理者が保有する個人情報の保護に関する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。第十九条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第一、様式第十二及び様式第十九中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附則

- 1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて作成されている様式第一、様式第十二及び様式第十九の用紙は、この規則による改正後の管理者が保有する個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員告示第一号

○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（令和五年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年一月三十一日

名古屋港管理組合監査委員 北野よしはる
同 同 前田林史郎
貢

第十九条第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第一、様式第十二及び様式第十九中「□ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）」を削る。

附則

- 1 (施行期日) この規程は、令和七年一月三十一日から施行する。
- 2 (経過措置) この規程施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている様式第一、様式第十二及び様式第十九の用紙については、この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合